

国富町 飲食サービス業事業継続緊急支援金

10万円を支給します

新型コロナウイルス感染症対策により影響を受け、売上が減少し、事業を継続するうえで、大きな負担となっている飲食サービス業の方を支援するものです。

※食事提供店、居酒屋、スナックなど、「その場所で飲食させる」店舗が対象となります。

※店頭販売の専門店（移動販売を含む）、コンビニエンスストアは対象となりません。

申請の方法

コロナ感染症予防のため、郵便送付での受付が基本となります。

申請書類は、町のホームページからダウンロードしてください。

〒880-1192 国富町大字本庄4800番地

国富町役場 企画政策課 企業商工係 宛

また、郵便での対応ができない方は、「事前の電話予約」により、国富町

役場2階第4会議室で窓口受付を行います。3密を避けるため、来庁予定の日時を予約していただきます。その際には、感染症予防対策を取ったうえで対応させていただきます。

受付時間 午前9時から午後5時

予約先 75-3126 企業商工係

支援対象者

- ①町内で飲食サービス業を営む者のうち、町内に店舗を有する者（法人の場合は、町内に本社を有する者、国富町商工会員）
- ②食品衛生法第52条の規定により、飲食店営業の許可を受けている者
- ③店舗が賃貸・持ち家であるかは問いません

支援額

一店舗当たり、一律10万円

申請に必要な書類

- ①支援金交付申請兼実績報告書（様式第1号）
- ②支援金請求書（様式第2号）
- ③飲食店営業許可証の写し
- ④振込口座通帳の写し

受付期間

令和2年5月7日（木）～令和2年7月31日（金）まで

問合せ先

国富町役場 企画政策課 企業商工係 75-3126